

(大阪高等裁判所・平成20年(ネ)第3282号 損害賠償請求控訴事件)

【主文の骨子】

控訴人蒔田直子，同朴洪奎及び同松田浩二について，原判決を次のとおり変更する。

被控訴人らは，連帯して，控訴人蒔田，同朴及び同松田に対し，それぞれ5万円とこれに対する遅延損害金を支払え。

控訴人蒔田，同朴及び同松田のその余の請求，並びに同松本の控訴をいずれも棄却する。

【事案・理由の骨子】

- 1 本件は，平成17年11月に，被控訴人である国と京都市が共催したタウンミーティング（本件TM）に応募した控訴人らが，被控訴人らが抽選により参加者を決定するとしながら，控訴人らの思想信条を理由に，抽選をせず作為的に控訴人らを落選させたことにより，控訴人らは，①本件TMに参加し意見を述べる権利ないし機会を奪われ，あるいは，②公正な抽選を受ける地位を奪われたため，精神的な苦痛を受けたとして，国家賠償法に基づく損害賠償を求めた事案である。

また，控訴人らは，上記の過程で，被控訴人京都市が控訴人蒔田及び同朴らの個人情報被控訴人国に開示したこと，被控訴人国が応募者名簿を同京都市に開示したことが，いずれもプライバシーを侵害するものであるとして，それらに対する国家賠償も求めている。

- 2 本判決は，前提事実として，本件TMにおいて，抽選により参加者を限定する必要性はあったとしつつ，被控訴人らが意思を通じて，作為的に控訴人蒔田，同朴及び同松田を落選させたと認定した。控訴人松本については，無作為に選ばれたとして，実質的に抽選により落選したと認定した。

そして，本件TMに参加し意見を述べる権利ないし機会は，法的に保護された利益とはいえないとしつつも，被控訴人らが，抽選により参加者を決定すると公表して，応募者がそれを信頼し，当選すれば本件TMに参加できるとの期待を持

った以上、公務員の廉潔性からは、その信頼と期待は法的保護に値するとした上で、被控訴人らが、作為的に控訴人蒔田、同朴及び同松田を落選させ、さらに抽選により落選したとの虚偽の通知をしたことにより、前記信頼と期待を裏切って、同控訴人らに違法に精神的苦痛を与えたから、賠償義務があるとした。その賠償額について、本件TMに参加し意見を述べることは法的に保護された利益ではなく、かつ、当選という条件付きのものであって、その点で実害は大きくないといえること、本件TMの件も含めて被控訴人国の職員が戒告等の不利益処分を受けており、被控訴人国は非を認めて謝罪を申し入れていること、等の諸事実を勘案して、控訴人蒔田、同朴及び同松田について、1人当たり5万円とした。

- 3 プライバシー侵害について、被控訴人京都市が被控訴人国に開示した情報は公開されている事実も含んでいること、開示の相手方が共催者である被控訴人国であること、開示の目的（本件TMの円滑な進行を図ること）が正当であること等から、プライバシーを違法に侵害したとはいえないとした。

被控訴人国については、共催者である被控訴人京都市に、本件TMの円滑な運営のために、基本的情報である参加応募者名簿を共有するため開示することは、違法でないとした。

【判決の概要】

(主文)

- 1 原判決中、控訴人蒔田、同朴及び同松田に関する部分を、次のとおり変更する。
 - (1) 被控訴人らは、控訴人蒔田に対し、連帯して5万円及びこれに対する被控訴人国は平成19年2月2日から、被控訴人京都市は同月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被控訴人らは、控訴人朴に対し、連帯して5万円及びこれに対する被控訴人国は平成19年2月2日から、被控訴人京都市は同月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (3) 被控訴人らは、控訴人松田に対し、連帯して5万円及びこれに対する被控訴人国は平成19年2月2日から、被控訴人京都市は同月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 控訴人蒔田、同朴及び同松田のその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 控訴人松本の控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、被控訴人らに生じた費用の4分の1と、控訴人松本に生じた費用を控訴人松本の負担とし、被控訴人らに生じた費用の800分の585と控訴人蒔田、同朴及び同松田に生じた各費用の200分の195を同控訴人らの負担とし、被控訴人ら並びに控訴人蒔田、同朴及び同松田に生じたその余の各費用を、被控訴人らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

【事案・理由の概要】

- 1 本件は、平成17年11月に、被控訴人である国と京都市が共催したタウンミーティング（本件TM）に応募した控訴人らが、その開催の際、被控訴人らが応募者多数の際は抽選により参加者を決定するとしながら、控訴人ら（とりわけ同蒔田と同朴）の思想信条を理由に、抽選をすることなく、作為的に控訴人らを落選させたことについて、①本件TMに参加し意見を述べる権利ないし機会を奪われたこと、あるいは、②公正な抽選を受ける地位を奪われたことから、精神的な苦痛を受けたとして、国家賠償法に基づく損害賠償を求めた事案である。
- また、控訴人蒔田及び同朴は、上記過程で、被控訴人京都市が同控訴人らの個人情報等を被控訴人国に開示したこと、さらに、控訴人らは、被控訴人国が応募者名簿を被控訴人京都市に開示したことが、いずれもプライバシーを侵害するものであるとして、これらについての国家賠償も求めている。
- 2 これに対し、被控訴人らは、まず控訴人らが落選させられたとの事実関係について、控訴人蒔田及び同朴について、その応募番号の末尾の数字を作為的に選ぶことにより意図的に落選させたこと、その影響で同じ末尾数字の同松田も落選と

なったことは認めている。ただし、被控訴人京都市は、その措置は被控訴人国が独断で行ったもので、同京都市は依頼等関与は一切していない、としている。

その上で、被控訴人国は、控訴人蒔田及び同朴について、被控訴人京都市より得られた情報から、本件TMの円滑な進行のため意図的に落選させたものであって、合理性があると主張している。また、それに参加し意見を述べる権利ないし機会について、そもそも被控訴人国には本件TMを開催する法的義務はなく、また、それへの参加は、抽選により当選して初めて可能となるという不確実なものであるから、法的に保護された利益ではない、と主張している。そして、公正な抽選を受ける地位についても、法的に保護された利益ではない、と主張している。

プライバシー侵害について、被控訴人京都市は、控訴人蒔田及び同朴に関わる一定の情報を被控訴人国に開示したことは認めつつ、被控訴人の関係団体を通じて公開されている事実もあること、被控訴人国は共催者であり、かつ情報の流通範囲がその一部局に限られること、開示の目的も正当であったことから、違法なプライバシーの侵害に当たらない、と主張している。被控訴人国は、共催者である被控訴人京都市に応募者名簿を交付するのは当然である、と主張している。

3 本判決は、前提事実として、本件TMについて、抽選により参加者を限定する必要性はあったとしつつ、ほぼ控訴人らの主張のとおり、被控訴人京都市の情報提供と依頼を端緒として、被控訴人らが意思を通じて、意図的に控訴人蒔田と同朴を落選させたこと、その方法が、同人らの応募番号の末尾数字を選択する方法であったため、同じ末尾数字の同松田も落選したことを認定した。他方、控訴人松本については、その応募番号の末尾数字が無作為に選ばれたとして、実質的に抽選により落選したと認定した。

次に、タウンミーティングを開催する法律上の根拠はなく、したがって被控訴人国にはその法的義務もないこと、本件TMへの参加は抽選に当選した上で可能となる不確実なものにすぎないことから、それに参加し意見を述べる権利ないし機会は、法的に保護された利益とはいえない、とした。

しかし、被控訴人らが、応募者多数の場合は抽選により参加者を決定すると公

表し、応募者がそれを信頼し、当選すれば本件TMに参加できるとの期待を持った以上、公務員の廉潔性からは、被控訴人らは公正な抽選を行うべきであり、前記信頼と期待は法的保護に値するとした。その上で、被控訴人らは、前記のとおり、抽選をすると公表しながら、作為的に控訴人蒔田、同朴及び同松田を落選させ、さらに抽選により落選したとの虚偽の通知をしたことにより、前記信頼と期待を裏切り、同控訴人らに違法に精神的苦痛を与えたとした。

賠償額について、本件TMに参加し意見を述べること自体は法的に保護された利益とはいえず、また、当選という条件に係りもともと実現が不確実なものであって、その点で実害は大きくないといえること、本件TMの件も含め、TMの運営に関わった被控訴人国の職員が戒告等の不利益処分を受けており、また、同被控訴人は非があることを認めて謝罪を申し入れていること、本件TMの円滑な進行を意図して本件抽選はなされたもので、その目的自体は悪性が高いとはいえないこと等の諸事実を勘案して、控訴人蒔田、同朴及び同松田について、1人当たり5万円とした。

4. プライバシー侵害について、まず、控訴人蒔田の主張する個人情報のうち、被控訴人京都市の担当者の意見ないし推測はそもそも個人情報に該当しないとして除外した上で、その余の控訴人蒔田の個人情報は、同控訴人が関係する団体が公表している事実を含んでおり、本人にとって秘匿を欲する程度が低いこと、開示の相手方が共催者である被控訴人国であること、開示の目的（本件TMの円滑な進行を図ること）が正当であること等から、プライバシーを違法に侵害したとはいえないとした。

控訴人朴についても、開示の目的や開示の範囲から、違法なプライバシー侵害には該当しない、とした。

被控訴人国については、共催者である同京都市に、本件TMの円滑な運営のために、基本的情報である参加応募者名簿を共有するため開示することは、違法でないとした。